

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による災害を未然に防止するため、既存の危険なブロック塀等を撤去し、又は撤去後に安全な工作物等を設置する者に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 土地に附属し、かつ、通り抜けができる道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項又は第2項に規定するもの)に面し、土地の敷地面(当該敷地面が道路面より低い場合にあつては、当該道路面)から60センチメートルを超える高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて築造したものをいう。
- (2) 耐震化 既存の危険なブロック塀等を撤去すること及び道路面からおおむね40センチメートル以下にすること並びに撤去後に安全な工作物等を設置する工事をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に本社又は支社の所在地を有する法人又は個人で、施工業者の住所地が明記された見積書、契約書(請負書、発注書等)及び領収書を発行できる施工業者をいう。
- (4) 通学路 綾瀬市立の小学校等の設置に関する条例(昭和39年綾瀬町条例第26号)第2条に規定する小学校及び中学校が指定する通学路をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付対象となる危険なブロック塀等は、市内に存するものであって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 別表に定めるブロック塀等点検表において、1つ以上不適合があるとき。
- (2) その他市長が危険性があると認めたとき。

2 補助金の交付対象となる撤去後に設置される安全な工作物等は、次のいずれかに該当する工作物とする。

- (1) 生垣
- (2) フェンス
- (3) その他市長が認める工作物
(適用除外)

第4条 次のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 販売を目的として整地や解体をする際にブロック塀等の撤去を行う工事
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う工事
- (3) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事
- (4) 既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた工事
- (5) 他の助成制度を受けて行う工事
- (6) 道路整備に伴う移転補償を受けて行う工事
(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、第3条第1項に規定する補助金の交付対象となる危険なブロック塀等が附属する土地を所有若しくは管理し、かつ、市税を滞納していない者であつて、当該ブロック塀等を撤去するもの又は当該ブロック塀等を撤去した後に同条第2項に規定する工作物を設置する者とする。

2 前項の対象となる者は、市内施工業者により施工しなければならない。ただし、住宅の建て替えと併せて同時に工事を実施する場合は除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、一敷地につき当該耐震化に要する経費（業者見積のうち消費税及び地方消費税相当額を除いた経費。）（以下「補助対象工事費」という。）に補助率2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該ブロック塀等が通学路に面している場合は、補助率を10分の10とする。

2 補助金の交付額は、撤去の場合は20万円、設置の場合は30万円を限度とする。

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の耐震化に着手する前に綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書(第1

号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面
- (3) 施工前のブロック塀等のカラー写真
- (4) ブロック塀等点検表（申請者が点検）
- (5) ブロック塀等の耐震化に係る見積書（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の写し
- (6) ブロック塀等の所有者の同意書（第2号様式）（申請者が当該ブロック塀等の管理者の場合又は当該ブロック塀等を他の所有者と共有している場合に限る。）
- (7) 申請者及びブロック塀等の所有者が申請日時点において市税の滞納がないことを証する書類又は市税納付状況調査同意書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震化事業に着手したときは、速やかに綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金着手届（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更又は中止）

第11条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、計画の変更又は中止をするときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認申請書(第6号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事の変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第12条 交付決定者は、当該ブロック塀等の耐震化完了後速やかに、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の耐震化に係る費用の支払いを証する書類(領収書等)
- (2) ブロック塀等の耐震化を行った部分の施工中及び施工後の写真
- (3) その他ブロック塀等の耐震化の内容が確認できる書類

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告書を提出した後に、補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(第9号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の受領を耐震化を行った事業者に委任することができる。この場合において、当該補助金の受領を耐震化を行った事業者に委任するときは、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(委任払)(第10号様式)に補助金の受領に係る委任状(第11号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び支払)

第13条 市長は、前条の規定による事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定者からの請求に基づき補助金を支払うものとする。

2 市長が必要と認めるときは、対象となったブロック塀等の耐震化状況について、現地調査を行うことができる。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(補助対象者の義務)

第15条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条第1項に規定する危険なブロック塀等を撤去した者は、撤去後に建築基準法令に違反した工作物を設置してはならない。

(維持管理)

第16条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条第2項に規定する工作物を設置した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に決定された補助金の交付決定については、同要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、改正後の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定に基づいて平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に交付された補助金は、改正後の綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱の規定による補助金の内払とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして利用することができる。

別表（第3条関係）

ブロック塀等点検表

ブロック塀		組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック塀）	
	項目		項目
1	塀の高さは2.2m以下か	1	塀の高さは地盤から1.2m以下か
2	塀の厚さは10cm以上か（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）	2	塀の厚さは十分か
3	控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合）（塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか）	3	控え壁はあるか（塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか）
4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）	4	基礎があるか（コンクリートの基礎があるか）
5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）	5	塀は健全か（塀に傾き、ひび割れ等はないか）

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）郵便番号

住 所 _____
ふり氏 がな名 _____
 電 話 () _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請場所	綾瀬市		
2 内容	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 撤去及び設置		
3 補助対象工事費	撤去	円（税抜）	設置 円（税抜）
4 申請者の種別	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者※1		
5 工事施工者	施工業者名		
	所在地	電話 ()	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面（ブロック塀を一部残す場合及び安全な工作物を設置する場合はその図面） <input type="checkbox"/> 施工前のブロック塀等のカラー写真（ブロック塀等の全体が確認でき、撮影日が分かるもの） <input type="checkbox"/> ブロック塀等点検表 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の耐震化に係る見積書の写し（補助対象工事とその他の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。） <input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有者の同意書※1 <input type="checkbox"/> 市税納付状況調査同意書※2 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ()		

- ※1 申請者がブロック塀等の管理者の場合又は当該ブロック塀等を共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。
- ※2 申請者及び所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。①市税の納税証明書 ②土地の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第2号様式（第7条関係）

ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住 所
氏 名 様

所有者 住 所
氏 名
電 話 ()

私が所有する次のブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- ・ブロック塀等を撤去すること。
- ・ブロック塀等を撤去した後に安全な工作物等を設置すること。
- ・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の申請を行うこと。
- ・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けること。

ブロック塀等の申請場所 綾瀬市

第3号様式（第7条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者及びブロック塀等の所有者）

住 所 _____
氏 名 _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない 理由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第5号様式(第9条関係)

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金着手届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所 _____

申請者

ふりがな
氏名 _____

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第9条の規定により届けます。

1 補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
2 補助事業等の施行場所	綾瀬市
3 契約年月日	年 月 日
4 着手年月日	年 月 日
5 完成予定年月日	年 月 日
6 添付書類	契約書の写し

第6号様式（第11条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所
ふり がな
氏 名

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第8条の規定により、
年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・
中止したいので、申請します。

変更・中止の区分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止
変更・中止の理由	
変更の内容	
変更後の補助金対象額	円（税抜）

添付書類 (1) 変更内容がわかる図面

(2) 変更に係る工事見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。）

第7号様式（第11条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付決定した綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない 理由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第8号様式（第12条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所 _____
氏 名 _____

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

申 請 場 所	綾瀬市
工 事 完 了 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住所 名称
補 助 対 象 工 事 費	円（税抜）
交 付 決 定 額	円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し （委任払いの場合は、補助額を差し引いた額） <input type="checkbox"/> カラー写真（施工中及び施工後） <input type="checkbox"/> その他必要と認めるもの

第9号様式（第12条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日付で補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

第10号様式（第12条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(委任払)

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日付で補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

第11号様式（第12条関係）

補助金の受領に係る委任状

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

委任者 住 所
氏 名

私は、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の受領について、次のとおり委任します。

1 委任事項

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に当たる 円の受領

2 受任者（耐震化業者）

住 所

事業者名

代表者名